

## 第71回広島大学経営協議会議事要録

日 時 令和元年6月25日（火） 15時30分～15時55分

場 所 広島大学法人本部棟4F会議室

出席者 学外委員：苅田、菊地、郷、白石、山西の各委員  
学内委員：越智、宮谷、相田、佐藤、楯、河原、木内、山田の各委員

欠席者 学外委員：岡畠、ギナンジャール、國井、佃、結城の各委員

列席者 渡邊副学長、吉村副学長、西村副学長、大段副学長、丸山副学長、津賀副学長、木原副学長、古澤副学長、相原副学長、野上監事、栗栖監事、竹内学長補佐、由井副理事、長谷川部長、堀田副理事、野田部長、安井副理事、佐々本部長、楳原副理事、原部長、山内副理事、岩瀬部長、畠尾部長、松永部長、眞田部長、郷原部長、長谷川所長、吉岡部長、下田部長、山本総合戦略グループリーダー、吉盛総合戦略室高度専門職、太呉学長秘書室長、江頭法学部長、千田経済学部長、三木生物生産学部長、木島情報科学部長、岩永総合科学研究所科長、久保田文学研究科長、瀧社会科学研究科長、安倍理学研究科長、加藤先端物質科学研究所科長、秋野法務研究科長、田代原爆放射線医科学研究所長、藤原人事委員会委員長、山崎評価委員会委員長、仁科女性研究活動委員会委員長

※ 以下、発言内容は、○：学外委員、◇：学内委員を示す。

議事に先立ち、経営協議会委員の交代があったため、改めてメンバーの紹介があった。

### （第70回広島大学経営協議会議事要録について）

平成31年3月27日開催の経営協議会議事要録について、原案のとおり承認された。

#### （議事1）

##### ● 令和2年度の教育研究組織整備（国際連携専攻の設置）について

（越智学長提案、宮谷理事（教育担当）説明、別紙1）

◇ 令和2年度の教育研究組織整備のうち、文部科学省に手続きを要する人間社会科学研究科広島大学・グラーツ大学国際連携社会科学研究科及び先進理工系科学研究所科広島大学・ライプツィヒ大学国際連携理工学専攻の新設並びに新設に伴う入学定員の改訂等について、文部科学省に設置計画書等の手続を行う。

なお、今後の修正等については、学長へ一任願いたい。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

（特に質疑応答なし）

#### （議事2）

##### ● 平成30事業年度に係る業務の実績に関する報告書について

（越智学長提案、山田理事（財務・総務担当）説明、別紙2）

◇ 国立大学法人法第31条の2の規定に基づき、国立大学法人は、当該事業年度の終了後3月以内に業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を国立大学法人評議会へ提出する必要があり、「平成30事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）」を策定した。

なお、組織及び運営の状況について行う点検・評価に関する事項は経営協議会で、教育及び研究の状況については教育研究評議会で審議し、役員会の議を経て決定することとしている。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(特に質疑応答なし)

(議事3)

● 平成30年度決算及び決算確定に伴う令和元年度補正予算について

(越智学長提案、山田理事（財務・総務担当）説明、別紙3)

- ◇ 平成30年度決算については、国立大学法人法第20条第4項第4号の規定に基づき、経営協議会で審議することとなっており、会計監査人及び監事から監査報告書の提出を受け、「平成30年度決算報告書」のとおり確定した。

また、確定した収入支出決算残額については、令和元年度予算として配分することになり、平成31年3月27日開催の経営協議会及び役員会で承認された令和元年度当初予算を補正したい。

以上の提案・説明に引き続き、野上監事から平成30事業年度に係る財務諸表、事業報告書及び決算報告書は、国立大学法人広島大学の業務運営の状況を適正に示していること等の監査報告があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(特に質疑応答なし)

(議事4)

● 令和2年度概算要求事項について

(越智学長提案、山田理事（財務・総務担当）説明、別紙4)

- ◇ 令和2年度概算要求事項について、次のとおり要求する。

- ・組織整備計画は、2研究科の設置及び当該研究科設置に伴う9研究科の廃止
- ・機能強化経費（機能強化促進分）は、12件の取組（新規2件、継続10件）
- ・機能強化経費（共通政策課題分）は、全国共同利用・共同実施分4件、教育関係共同実施分4件（内新規事業1件）、数理・データサイエンス教育強化経費1件
- ・基盤的設備等整備分は、11件（教育設備2件、研究設備8件、医療設備1件）
- ・施設整備費補助金は、建物改修及び基幹・環境整備の21件

令和2年度概算要求事項については、今後の文部科学省への事前相談により、要求事項及び順位の最終決定は学長が行った上で、文部科学省へ概算要求する。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(特に質疑応答なし)

(議事5)

● 広島大学学長選考会議委員の選出について

(越智学長提案、説明、別紙5)

- ◇ 学長選考会議委員の選出については、広島大学学長選考会議規則第2条の規定により、経営協議会学外委員から4人、教育研究評議会評議員から4人を選出することとなっており、前期の経営協議会学外委員の任期満了に伴い、経営協議会学外委員10人のうちから4人を選出する必要がある。

既に教育研究評議会評議員からは、小山大学院教育学研究科長、加藤大学院先端物質科学研究科長、秀医学部長及び津賀副学長（医系科学研究担当）の4人が選出されている。

以上の提案・説明があり、審議の結果、菊地委員、郷委員、白石委員及び佃委員を選出した。

(特に質疑応答なし)

● 令和元年6月期役員の期末手当に係る業績勘案率及び支給額について

(越智学長提案、説明、別紙1)

- ◇ 役員に支給する期末手当の支給額については、役員報酬規則第7条第5項の規定において、当該役員の在職期間における業績を勘案し、経営協議会の議を経て、増額し、又は減額した額とすることができることとなっており、学長及び理事については、役員の期末手当に係る取扱要項第3第1項の規定により学長が作成した役員評価表を基に、また、常勤監事については、監事が作成する業務執行状況書等を基に、経営協議会の議を経て決定する各役員の業績勘案率により支給することとなっている。本議案については、議案の性格にかんがみ、この度から審議方法を変更し、学長と経営協議会学外委員で審議をさせていただき、決定することとした。

以上の提案・説明があり、審議の結果、業績勘案率及び支給額については、学長と経営協議会学外委員で審議を行い決定することとし、当該審議において原案のとおり承認した。

(特に質疑応答なし)

(報告1)

● 教職大学院認証評価自己評価書について

(山田理事（財務・総務担当）報告、資料1)

- ◇ 学校教育法第109条第3項及び学校教育法施行令第40条に基づき、専門職大学院を置く大学にあっては、当該専門職大学院の教育課程、教育組織その他教育研究活動の状況について、5年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関による評価を受けることとされており、今年度に教職大学院の認証評価を受けなければならないことから、教職大学院認証評価自己評価書（案）を策定した旨、報告があった。

(特に質疑応答なし)

以 上